

平成 2 9 年 3 月 3 日提出

今治市議会定例会（第 2 回）議案

今治市議会定例会（第2回）議案目次

議案番号	件名	ページ
22	平成29年度 今治市一般会計予算	別冊
23	平成29年度 今治市用地取得特別会計予算	〃
24	平成29年度 今治市墓園事業特別会計予算	〃
25	平成29年度 今治市船舶交通特別会計予算	〃
26	平成29年度 今治市簡易水道事業特別会計予算	〃
27	平成29年度 今治市港湾事業特別会計予算	〃
28	平成29年度 今治市鉱泉供給事業特別会計予算	〃
29	平成29年度 今治市小規模下水道特別会計予算	〃
30	平成29年度 今治市駐車場特別会計予算	〃
31	平成29年度 今治市国民健康保険特別会計予算	〃
32	平成29年度 今治市後期高齢者医療特別会計予算	〃
33	平成29年度 今治市介護保険特別会計予算	〃
34	平成29年度 今治市介護予防支援事業特別会計予算	〃
35	平成29年度 今治市水道事業会計予算	〃
36	平成29年度 今治市工業用水道事業会計予算	〃
37	平成29年度 今治市公共下水道事業会計予算	〃
38	今治市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例制定に	1
	ついて	

39	今治市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定につい	5
	て	
40	今治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	17
41	単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部	27
	を改正する条例制定について	
42	今治市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条	31
	例制定について	
43	今治市市税条例等の一部を改正する条例制定について	35
44	今治市建築関係手数料条例の一部を改正する条例制定について	65
45	今治市保育所条例の一部を改正する条例制定について	89
46	今治市老人福祉センター条例を廃止する条例制定について	93
47	今治市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例制定について	97
48	今治市高齢者生活福祉センター条例を廃止する条例制定について	101
49	今治市在宅高齢者生活管理指導員派遣事業条例を廃止する条例制定につ	105
	いて	
50	今治市在宅高齢者生きがい活動支援通所事業条例を廃止する条例制定に	109
	ついて	
51	今治市隣保館条例の一部を改正する条例制定について	113
52	今治市飲料水供給施設条例制定について	119
53	今治市消費生活センター条例制定について	123

54	今治市よしうみ農水産活性化推進館条例等を廃止する条例制定について	127
55	今治市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	131
	て	
56	市営土地改良事業の施行について（玉川 鍋地地区）	137
57	船舶交通特別会計への繰入れについて（平成29年度）	141
58	簡易水道事業特別会計への繰入れについて（平成29年度）	143
59	港湾事業特別会計への繰入れについて（平成29年度）	145
60	小規模下水道特別会計への繰入れについて（平成29年度）	147

今治市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成29年3月3日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情を定めようとするもの。



## 今治市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

今治市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年今治市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第1項、第2項」を「第1項から第3項まで」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第6条の2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市職員の配偶者同行休業に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6 <u>第1項から第3項まで、第6項から第8項まで及び第11項の規定に基づき、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）</u></p> <p>第6条の2 <u>法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6 <u>第1項、第2項_____、第6項から第8項まで及び第11項の規定に基づき、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

今治市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成29年3月3日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

- 1 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。
- 2 部分休業の例による休業を定めようとするもの。



## 今治市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

今治市職員の育児休業等に関する条例（平成17年今治市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(イ)を次のように改める。

- (イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6箇月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第4号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「子の1歳到達日」を「子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）」に改める。

第2条の2第3号中「当該子が1歳6箇月に達する日」を「当該子の1歳6箇月到達日」に改め、同条を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（職員が監護する者に準ずるもの）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第4条第1号を次のように改める。

- (1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第4条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児休業をしている職員が、第6条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第12条第1号を次のように改める。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第4条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第12条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第15条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第4条第2号ア又はイに該当することとなったこと。

第21条第1項中「部分休業」の次に「（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）」を加え、「第7条」を「第10条第1項」に改め、同条第2項中「第14条」を「第19条」に、「を承認されている」を「又は同条例第20条の2第1項の規定による介護時間の許可を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の許可を受けて勤務しない時間」を加え、同条第3項中「規定により規則で定める子の保育のための休暇の許可を受けている場合」を「特別休暇による育児時間の例により付与される休暇又は同条例第20条の2第1項の規定による介護時間の例により付与される休暇の許可を受けて勤務しない場合」に、「承認されている」を「許可されている」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（部分休業の例による休業）

第21条の2 育児休業法第19条第1項の規定による承認のほか、任命権者は、職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員がその9歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子を養育するため部分休業の例による休業を承認することができる。

2 次のいずれかに該当する職員は、前項の規定による休業の請求をすることができない。

- (1) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）

3 第1項の規定による休業の承認をする場合においては、前条第1項及び第2項の規定を準用する。

第22条の見出し中「部分休業」を「部分休業等」に改め、同条中「部分休業」の次に「又は部

分休業の例による休業（以下「部分休業等」という。）を加える。

第23条（見出しを含む。）中「部分休業」を「部分休業等」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市職員の育児休業等に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員(以下「非常勤職員」という。)以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) 略</p> <p><u>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(第2条の3第3号において「1歳6箇月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をし</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員(以下「非常勤職員」という。)以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) 略</p> <p><u>(イ) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員(当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。)</u></p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ <u>次条第3号</u> <u>に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子の1歳到達日</u>  <u>_____ (当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該</u></p>

ている非常勤職員に限る。)

ウ 略

(職員が監護する者に準ずるもの)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例  
で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(非常勤職員の育児休業の期間の末日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例  
で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) ~ (2) 略

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする市等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該市等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその

ている非常勤職員に限る。)

ウ 略

(非常勤職員の育児休業の期間の末日)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例  
で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) ~ (2) 略

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする市等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該市等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその

任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日

ア～イ 略

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第4条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

(2) 育児休業をしている職員が、第6条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条

任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6箇月に達する日

ア～イ 略

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第4条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第6条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

(3) ~ (6) 略

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。

(8) 略

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第12条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第4条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第15条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第4条第2号ア又はイに該当すること

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(2) ~ (5) 略

(6) 第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。

(7) 略

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第12条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第15条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

となったこと。

(3) ～ (7) 略

(部分休業の承認)

第21条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第10条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第19条の特別休暇による育児時間又は同条例第20条の2第1項の規定による介護時間の許可を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の許可を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が勤務時間条例第19条の特別休暇による育児時間の例により付与される休暇又は同条例第20条の2第1項の規定による介護時間の例により付与される休暇の許可を受けて勤務しない場合)にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇を許可されている時間を減じた時間で)行うものとする。

(部分休業の例による休業)

(2) ～ (6) 略

(部分休業の承認)

第21条 部分休業\_\_\_\_\_の承認は、勤務時間条例第7条\_\_\_\_\_に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第14条の特別休暇による育児時間を承認されている\_\_\_\_\_職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間\_\_\_\_\_を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が勤務時間条例第19条の規定により規則で定める子の保育のための休暇の許可を受けている場合)\_\_\_\_\_にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇を承認されている時間を減じた時間で)行うものとする。

第21条の2 育児休業法第19条第1項の規定

による承認のほか、任命権者は、職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員がその9歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子を養育するため部分休業の例による休業を承認することができる。

2 次のいずれかに該当する職員は、前項の規定による休業の請求をすることができない。

(1) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)

3 第1項の規定による休業の承認をする場合においては、前条第1項及び第2項の規定を準用する。

(部分休業等)をしている職員の給与の取扱い)

第22条 職員が部分休業又は部分休業の例による休業(以下「部分休業等」という。)の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(部分休業等の承認の取消事由)

第23条 第15条の規定は、部分休業等について準用する。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(部分休業)をしている職員の給与の取扱い)

第22条 職員が部分休業\_\_\_\_\_の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(部分休業)の承認の取消事由)

第23条 第15条の規定は、部分休業\_\_\_\_\_について準用する。



今治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成29年3月3日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

- 1 人事院の給与勧告にかんがみ、本市職員の扶養手当もこれに準じて改定しようとするもの。
- 2 住居手当の支給要件を改めようとするもの。



## 今治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

今治市職員の給与に関する条例（平成17年今治市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「子及び孫」を「子」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第8条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「行政職（一）8級職員」という。）にあっては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

第9条第1項中「いずれかに該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

（1） 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

（2） 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

（3） 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行政職（一）8級職員が行政職（一）8級職員以外の職員となった場合

（4） 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行政職（一）8級職員以外のものが行政職（一）8級職員となった場合

（5） 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第11条第1項第1号中「第3号」を「第2号」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第2項各号列記以外の部分中「又は第2号」を削り、「第3号」を「第2号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に、「第1号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

附則第14項第5号中「第7項」を「第8項」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、この条例による改正後の今治市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第9条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、改正後の条例第8条第3項及び第9条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「行政職（一）8級職員」という。）にあっては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」

とあるのは

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった

場合（前号に該当する場合を除く。）

- (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合  
（第1号に該当する場合を除く。）」

と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の条例第9条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、改正後の条例第8条第3項及び第9条第3項の規定の適用については、第8条第3項中「（行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「行政職（一）8級職員」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、第9条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」とする。

（委任）

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

「参 考」

今治市職員の給与に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(扶養手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途なく主としてその職員の扶養を受けている者をいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある<u>子</u></p> <p>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある<u>孫</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「行政職（一）8級職員」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。</p> <p>4 略</p> <p>第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の<u>いずれかに掲げる</u> 事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨 _____</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途なく主としてその職員の扶養を受けている者をいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある<u>子及び孫</u></p> <p>_____</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については13,000円とし、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については11,000円）とする。</p> <p>4 略</p> <p>第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の<u>いずれかに該当する</u> 事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨 <u>（新たに職員となった</u></p>

を届け出て任命権者の承認を得なければならない。

(1) 略

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の

者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）

を届け出て任命権者の承認を得なければならない。

(1) 略

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては

その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の

属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる

事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行政職（一）8級職員が行政職（一）8級職員以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行政職（一）8級職員以外のものが行政職（一）8級職員となった場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある

属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に

第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配

子となった場合

(住居手当)

第11条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第2号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（市長が規則で定める職員を除く。）

(2) 略

2 住居手当の月額を、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号                    に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号                    に掲げる額及び第2号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号 の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 略

附 則

1～13 略

(55歳を超える職員の給料月額の減額等)

14 平成30年3月31日までの間、職員（次の表

偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(住居手当)

第11条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（市長が規則で定める職員を除く。）

(2) その所有に係る住宅（市長が規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。）に居住している職員で世帯主であるもの

(3) 略

2 住居手当の月額を、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 3,500円

(3) 前項第3号に掲げる職員 第1号 の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 略

附 則

1～13 略

(55歳を超える職員の給料月額の減額等)

14 平成30年3月31日までの間、職員（次の表

の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) ～ (4) 略

(5) 第16条第1項から第4項まで又は第8項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア～ウ 略

エ 第16条第8項 第3号に定める額に  
100分の80を乗じて得た額

15～18 略

の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) ～ (4) 略

(5) 第16条第1項から第4項まで又は第7項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア～ウ 略

エ 第16条第7項 第3号に定める額に  
100分の80を乗じて得た額

15～18 略

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を  
定める条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成29年3月3日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

住居手当の支給要件及び給与の減額の要件を改めようとするもの。



単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び  
基準を定める条例の一部を改正する条例

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成17年今治市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第6条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第10条第2項中「当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの勤務時間条例第3条第4項第1号に規定する子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないこと」を「今治市職員の育児休業等に関する条例(平成17年今治市条例第31号)第21条第1項に規定する部分休業をいう。)又は部分休業の例による休業(同条例第21条の2第1項に規定する部分休業の例による休業)」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

「参 考」

単純な労務に雇用される職員の給与の種類  
及び基準を定める条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(住居手当)</p> <p>第6条 住居手当は、次のいずれかに該当する職員で市長が定めるものに支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) 略</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 職員が部分休業(今治市職員の育児休業等に関する条例(平成17年今治市条例第31号)第21条第1項に規定する部分休業をいう。)又は部分休業の例による休業(同条例第21条の2第1項に規定する部分休業の例による休業をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>3～4 略</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第6条 住居手当は、次のいずれかに該当する職員で市長が定めるものに支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>その所有に係る住宅(市長が定めるこれに準ずる住宅を含む。)に居住している職員で世帯主であるもの</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 職員が部分休業(<u>当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの勤務時間条例第3条第4項第1号に規定する子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)</u>を勤務しないこと_____をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>3～4 略</p>

今治市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成29年3月3日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

住居手当の支給要件及び給与の減額の要件を改めようとするもの。



## 今治市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

今治市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年今治市条例第262号）の一部を次のように改正する。

第8条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第17条第2項中「当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの勤務時間条例第3条第4項第1号に規定する子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないこと」を「今治市職員の育児休業等に関する条例（平成17年今治市条例第31号）第21条第1項に規定する部分休業をいう。）若しくは部分休業の例による休業（同条例第21条の2第1項に規定する部分休業の例による休業）」に改める。

### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(住居手当)</p> <p>第8条 住居手当は、次のいずれかに該当する職員で市長が定めるものに支給する。</p> <p>(1) 略</p> <hr/> <p>(2) 略</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 職員が部分休業(今治市職員の育児休業等に関する条例(平成17年今治市条例第31号)第21条第1項に規定する部分休業をいう。)若しくは部分休業の例による休業(同条例第21条の2第1項に規定する部分休業の例による休業をいう。)の承認又は介護休暇(勤務時間条例第20条に規定する休暇をいう。)若しくは介護時間(勤務時間条例第20条の2に規定する休暇をいう。)の許可を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p> <p>3 略</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第8条 住居手当は、次のいずれかに該当する職員で市長が定めるものに支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>その所有に係る住宅(市長が定めるこれに準ずる住宅を含む。)に居住している職員で世帯主であるもの</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの勤務時間条例第3条第4項第1号に規定する子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)の承認又は介護休暇(勤務時間条例第20条に規定する休暇をいう。)若しくは介護時間(勤務時間条例第20条の2に規定する休暇をいう。)の許可を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p> <p>3 略</p>

今治市市税条例等の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成29年3月3日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

地方税法（昭和25年法律第226号）及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。



## 今治市市税条例等の一部を改正する条例

(今治市市税条例の一部改正)

第1条 今治市市税条例（平成17年今治市条例第61号）の一部を次のように改正する。

附則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

(今治市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 今治市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年今治市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、今治市市税条例第18条の3の改正規定を削り、同条例第19条の改正規定中「(」、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、「」を削り、同条第2号及び第3号の改正規定中「、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め」を削り、同条例第34条の4及び第80条の改正規定、同条例第80条の2を削る改正規定、同条例第81条の改正規定、同条の次に7条を加える改正規定、同条例第82条、第83条、第85条及び第87条から第91条までの改正規定並びに同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定を削り、同条例附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第1項中「三輪」を「3輪」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する三輪」を「掲げる3輪」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する三輪」を「掲げる3輪」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する三輪」を「掲げる3輪」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 今治市市税条例の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「)、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、同条第2号及

び第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

第34条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に、「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条を次のように改める。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の7条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として省令第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、省令第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、省令第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能

割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

(i) 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

(ii) 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 1,600円

(イ) その他のもの 年額 4,700円

第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める軽自動車等」を「軽自動車等のうち必要と認めるもの」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「軽

自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第15条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市長は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道

路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)(i)	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項から第4項までを削る。

附則第1条第1号中「の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)並びに同条例第43条」を「第43条」に、「第4項」を「第3項」に改め、同条第2号を次のように改める。

- (2) 第1条中今治市市税条例附則第16条の改正規定及び附則第3条の2の規定 平成29年4月1日

附則第1条に次の1号を加える。

- (4) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中今治市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年今治市条例第37号)附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定(「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。)並びに附則第2条の2及び第4条の規定 平成31年10月1日

附則第2条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条の次に次の1条を加える。

第2条の2 第1条の2の規定による改正後の今治市市税条例(附則第4条において「31年新条例」という。)第34条の4の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

附則第3条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条の2 新条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

附則第4条の見出しを削り、同条第1項中「新条例」を「31年新条例」に、「附則第1条第2号」を「附則第1条第4号」に改め、同条第2項中「新条例」を「31年新条例」に、「平成29年度」を「平成32年度」に、「平成28年度分」を「平成31年度分」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「参 考」

第 1 条による今治市市税条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 7 条の 3 の 2 平成22年度から<u>平成43年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>平成33年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の 3 及び第34条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2～3 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 7 条の 3 の 2 平成22年度から<u>平成41年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>平成31年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の 3 及び第34条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2～3 略</p>

「参 考」

第2条による今治市市税条例等の一部を改正する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(今治市市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 今治市市税条例(平成17年今治市条例第61号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第19条中_____</p> <p>_____「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)、」を削り_____</p> <p>_____、同条第3号中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削り_____</p> <p>_____、同条に次の2号を加える。</p> <p>(5)～(6) 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(中略)</p>	<p>(今治市市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 今治市市税条例(平成17年今治市条例第61号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。</p> <p><u>第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</u></p> <p>第19条中「<u>」</u>、<u>第53条の7、第67条</u>」の次に「<u>、第81条の6第1項</u>」を加え、「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)、」を削り、「<u>第98条第1項</u>」を「<u>第81条の6第1項の申告書、第98条第1項</u>」に改め、同条第3号中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削り、「<u>第98条第1項</u>」を「<u>第81条の6第1項の申告書、第98条第1項</u>」に改め、同条に次の2号を加える。</p> <p>(5)～(6) 略</p> <p><u>第34条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。</u></p> <p>(中略)</p>

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に、「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条を次のように改める。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等

(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第44条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の7条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として省令第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、省令第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、省令第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前

条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

(i) 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

(ii) 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額

1,600円

(イ) その他のもの 年額 4,700円

第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める軽自動車等」を「軽自動車等のうち必要と認めるもの」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「軽自動車等」の次に「のうち必要と認め

るもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

(中略)

附則第15条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」

(中略)

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

附則第16条第1項中「三輪」を「3輪」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する三輪」を「掲げる3輪」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第82条第2

とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市長は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「三輪以上」を「3輪以上」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア (イ)	3,900円	4,600円
-------------	--------	--------

号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する三輪」を「掲げる3輪」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する三輪」を「掲げる3輪」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第2号ア	6,900円	8,200円
(ウ)(i)	10,800円	12,900円
第2号ア	3,800円	4,500円
(ウ)(ii)	5,000円	6,000円

附則第16条第2項中「規定する三輪以上」を「掲げる3輪以上」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア	3,900円	1,000円
(イ)		
第2号ア	6,900円	1,800円
(ウ)(i)	10,800円	2,700円
第2号ア	3,800円	1,000円
(ウ)(ii)	5,000円	1,300円

附則第16条第3項中「規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）」を「掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のもの」に、「軽自動車」が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車」が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条

の」を加え、同項の表を次のように改める。

第 2 号 ア (イ)	3,900円	2,000円
第 2 号 ア (ウ)(i)	6,900円 10,800円	3,500円 5,400円
第 2 号 ア (ウ)(ii)	3,800円 5,000円	1,900円 2,500円

附則第16条第4項中「規定する三輪以上の軽自動車」を「掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第 2 号 ア (イ)	3,900円	3,000円
第 2 号 ア (ウ)(i)	6,900円 10,800円	5,200円 8,100円
第 2 号 ア (ウ)(ii)	3,800円 5,000円	2,900円 3,800円

第1条の2 今治市市税条例の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「）、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改

める。

第34条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に、「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条を次のように改める。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以

上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等

(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を

取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の7条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自

動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪

以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として省令第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、省令第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、省令第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

(i) 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

(ii) 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額

1,600円

(イ) その他のもの 年額 4,700円

第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める軽自動車等」を「軽自動車等のうち必要と認めるもの」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第15条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)



第 2 号 ア	6,900円	8,200円
(ウ)(i)	10,800円	12,900円
第 2 号 ア	3,800円	4,500円
(ウ)(ii)	5,000円	6,000円

附則第16条第2項から第4項までを削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中今治市市税条例第19条、第43条

\_\_\_\_\_、第48条及び第50条の改正規定並びに第3条中今治市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年今治市条例第37号)附則第5条第7項の改正規定(「、新条例」を「、今治市市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削る部分に限る。)並びに次条第1項及び第3項の規定 平成29年1月1日

(2) 第1条中今治市市税条例附則第16条の改正規定及び附則第3条の2の規定 平成29年4月1日

	_____	_____
	_____	_____
	_____	_____
	_____	_____

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中今治市市税条例第19条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)並び

に同条例第43条、第48条及び第50条の改正規定並びに第3条中今治市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年今治市条例第37号)附則第5条第7項の改正規定(「、新条例」を「、今治市市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削る部分に限る。)並びに次条第1項及び第4項の規定 平成29年1月1日

(2) 第1条中今治市市税条例第18条の3の改正規定、同条例第19条の改正規定(「、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加える部分、同条第2号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分及び同条第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める

部分に限る。)、同条例第34条の4及び第80条の改正規定、同条例第80条の2を削る改正規定、同条例第81条の改正規定、同条例の次に7条を加える改正規定、同条例第82条、第83条、第85条及び第87条から第91条までの改正規定並びに同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定及び同条例附則第16条の改正規定並びに第2条の規定並びに第3条中今治市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年今治市条例第37号)附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定(「第98条第1項」を「第81条の6の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。)並びに次条第3項及び附則第4条の規定 平成29年4月1日

(3) 略

(3) 略

(4) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中今治市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年今治市条例第37号)附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定(「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。)並びに附則第2条の2及び第4条の規定 平成31年10月1日

(市民税に関する経過措置)

(市民税に関する経過措置)

第2条 略

第2条 略

2 略

2 略

3 新条例第34条の4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法

人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

3 略

第2条の2 第1条の2の規定による改正後の今治市市税条例（附則第4条において「31年新条例」という。）第34条の4の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条の2 新条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

第4条 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

4 略

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例\_\_\_\_の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例\_\_\_\_の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。



今治市建築関係手数料条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成29年3月3日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）の改正並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の施行に伴い、所要の改正をしようとするもの。



今治市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

今治市建築関係手数料条例（平成17年今治市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「9,000円」の次に「(小荷物専用昇降機については4,000円)」を加え、同項第2号中「5,000円」の次に「(小荷物専用昇降機については3,000円)」を加える。

第5条第1項中「13,000円」の次に「(小荷物専用昇降機については8,000円)」を加える。

第7条及び第9条第1項中「12,000円」の次に「(小荷物専用昇降機については8,000円)」を加える。

第10条第54号アの表中「又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」という。）の適合証の交付を受けている場合」を「若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）の適合証の交付を受けている場合又は登録住宅性能評価機関の設計住宅性能評価書の交付を受けている場合」に改め、同号イを次のように改める。

イ 住宅以外の用途の建築物の場合 次の表に定める額

<p>床面積の合計</p>	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に規定する基準の適合性に関し、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の適合証の交付を受けている場合</p>	<p>建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「誘導基準告示」という。）Iの第1に規定する基準（1の1-2ただし書及び2の2-</p>	<p>誘導基準告示Iの第1の1の1-2ただし書及び2の2-1ただし書に規定する基準による審査の場合</p>
---------------	----------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------

		1 ただし書に規定するものを除く。)による審査の場合	
300平方メートル以内のもの	10,700円	264,300円	105,500円
300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	29,700円	420,900円	176,500円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	88,300円	598,800円	285,600円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	139,600円	734,300円	372,800円
10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	176,200円	865,500円	448,000円
25,000平方メートルを超えるもの	220,200円	987,800円	525,500円

第10条中第63号を第66号とし、第59号から第62号までを3号ずつ繰り下げ、同条第58号アの表中「又は登録建築物調査機関」を「若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「建築物消費性能向上計画の認定又は」を「建築物消費性能向上計画の認定若しくは」に改め、同号イの表中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、「適合証の交付を受けている場合又は」の次に「同法第12条第3項若しくは第13条第4項の規定に基づく適合性判定、」を加え、「建築物消費性能向上計画の認定又は」を「建築物消費性能向上計画の認定若しくは」に改め、「これらの」の次に「判定又は」を加え、同号を同条第61号とし、同条第57号を同条第60号とし、同条第56号中「(平成27年法律第53号)」を削り、同号アの表中「又は登録建築物調査機関」を「若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同号イの表中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第8条第1号イ(1)及びロ(1)」を「基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)」に、「第8条第1号イ(2)及びロ(2)」を「第10条第1号イ(2)及びロ(2)」に改め、同号を同条第59号とし、同条第55号の次に次の3号を加える。

(56) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料は、次のとおりとする。

ア 工場、倉庫等これらに類する建築物(以下「工場等建築物」という。)の場合 次の表に定める額

床面積の合計	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号イに規定する基準による審査の場合	左記以外の場合
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	52,100円	45,700円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	123,200円	115,100円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	182,200円	173,300円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	225,000円	215,300円
25,000平方メートル以上のもの	278,300円	267,000円

イ 工場等建築物以外の場合 次の表に定める額

床面積の合計	基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査の場合	基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査の場合	左記以外の場合
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	444,700円	176,500円	45,700円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	634,600円	285,600円	115,100円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	781,600円	372,800円	173,300円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	923,800円	448,000円	215,300円
25,000平方メートル以上のもの	1,053,800円	525,500円	267,000円

(57) 建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料

建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料は、前号に定める額の2分の1とする(当該額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)

(58) 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明交付手数料

建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明交付手数料は、第56号に定める額の2分の1とする(当該額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)

第13条第1項及び第2項中「第63号」を「第66号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の今治市建築関係手数料条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 施行日の前日までに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)附則第6条による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関により交付された適合証は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の適合証とみなし、改正後の条例第10条第54号、第55号、第59号、第60号及び第61号の規定を適用する。

「参 考」

今治市建築関係手数料条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(建築設備及び工作物に関する確認申請手数料)</p> <p>第3条 法第87条の2に規定する確認申請手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 建築設備を設置する場合 9,000円  <u>(小荷物専用昇降機については4,000円)</u></p> <p>(2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 5,000円  <u>(小荷物専用昇降機については3,000円)</u></p> <p>2 略</p> <p>(建築設備及び工作物に関する完了検査申請手数料)</p> <p>第5条 法第87条の2に規定する完了検査申請手数料の額は、13,000円<u>(小荷物専用昇降機については8,000円)</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>(中間検査を行った建築設備に関する完了検査申請手数料)</p> <p>第7条 法第7条の3第1項の規定により、中間検査を行った建築設備の完了検査申請手数料の額は、12,000円<u>(小荷物専用昇降機については8,000円)</u>とする。</p> <p>(建築設備及び工作物に関する中間検査申請手数料)</p> <p>第9条 法第87条の2に規定する中間検査申請手数料の額は、12,000円<u>(小荷物専用昇降</u></p>	<p>(建築設備及び工作物に関する確認申請手数料)</p> <p>第3条 法第87条の2に規定する確認申請手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 建築設備を設置する場合 9,000円            _____</p> <p>(2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 5,000円            _____</p> <p>2 略</p> <p>(建築設備及び工作物に関する完了検査申請手数料)</p> <p>第5条 法第87条の2に規定する完了検査申請手数料の額は、13,000円_____とする。</p> <p>2 略</p> <p>(中間検査を行った建築設備に関する完了検査申請手数料)</p> <p>第7条 法第7条の3第1項の規定により、中間検査を行った建築設備の完了検査申請手数料の額は、12,000円_____とする。</p> <p>(建築設備及び工作物に関する中間検査申請手数料)</p> <p>第9条 法第87条の2に規定する中間検査申請手数料の額は、12,000円_____</p>

機については8,000円)とする。

2 略

\_\_\_\_\_とする。

2 略



新

(その他手数料)

第10条 第2条から前条までの規定以外の手数料は、次の各号に掲げる事務につき、1件につきそれぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1) ～ (53) 略

(54) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料は、次のとおりとする。ただし、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第2項の規定により法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る場合は、第2条及び第3条に定める手数料の額を加えた額とする。

ア 住宅のみの用途に供する建築物の場合 建築物の区分に応じ、次の表の中欄又は右欄に定める額とする。ただし、共同住宅等にあつては次のとおりとする。

(ア) 認定の申請区分が住戸のみの場合 認定を受ける住戸の数の区分に応じ、次の表の中欄又は右欄に定める額

(イ) 認定の申請区分が住棟全体又は住戸部分を加えた住棟全体の場合 認定に係る建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、次の表の中欄又は右欄に定める額に、棟の総戸数に応じた(ア)による額を加えた額

区分	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に規定する基準の適合性に関し、登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）の適合証の交付を受けている場合又は登録住宅性能評価機関の設計住宅性能評価書の交付を受けている場合	左記以外の場合
1戸建ての住宅	5,500円	37,800円

(その他手数料)

第10条 第2条から前条までの規定以外の手数料は、次の各号に掲げる事務につき、1件につきそれぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1) ～ (53) 略

(54) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料は、次のとおりとする。ただし、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第2項の規定により法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る場合は、第2条及び第3条に定める手数料の額を加えた額とする。

ア 住宅のみの用途に供する建築物の場合 建築物の区分に応じ、次の表の中欄又は右欄に定める額とする。ただし、共同住宅等にあつては次のとおりとする。

(ア) 認定の申請区分が住戸のみの場合 認定を受ける住戸の数の区分に応じ、次の表の中欄又は右欄に定める額

(イ) 認定の申請区分が住棟全体又は住戸部分を加えた住棟全体の場合 認定に係る建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、次の表の中欄又は右欄に定める額に、棟の総戸数に応じた(ア)による額を加えた額

区分	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に規定する基準の適合性に関し、登録住宅性能評価機関又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」という。）の適合証の交付を受けている場合	左記以外の場合
1戸建ての住宅	5,500円	37,800円

新

イ 住宅以外の用途の建築物の場合 次の表に定める額

<p>床面積の合計</p>	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に規定する基準の適合性に関し、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の適合証の交付を受けている場合</p>	<p>建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「誘導基準告示」という。）Iの第1に規定する基準（1の1-2ただし書及び2の2-1ただし書に規定するものを除く。）による審査の場合</p>	<p>誘導基準告示Iの第1の1の1-2ただし書及び2の2-1ただし書に規定する基準による審査の場合</p>
<p>300平方メートル以内のもの</p>	<p>10,700円</p>	<p>264,300円</p>	<p>105,500円</p>
<p>300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p>	<p>29,700円</p>	<p>420,900円</p>	<p>176,500円</p>
<p>2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</p>	<p>88,300円</p>	<p>598,800円</p>	<p>285,600円</p>
<p>5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</p>	<p>139,600円</p>	<p>734,300円</p>	<p>372,800円</p>
<p>10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの</p>	<p>176,200円</p>	<p>865,500円</p>	<p>448,000円</p>
<p>25,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>220,200円</p>	<p>987,800円</p>	<p>525,500円</p>

旧

イ 住宅以外の用途の建築物の場合 認定に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、次の表の中欄又は右欄に定める額

<u>床面積の合計</u>	<u>都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に規定する基準の適合性に関し、登録建築物調査機関の適合証の交付を受けている場合</u>	<u>左記以外の場合</u>
<u>300平方メートル以内のもの</u>	<u>10,700円</u>	<u>264,300円</u>
<u>300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</u>	<u>29,700円</u>	<u>420,900円</u>
<u>2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</u>	<u>88,300円</u>	<u>598,800円</u>
<u>5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</u>	<u>139,600円</u>	<u>734,300円</u>
<u>10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの</u>	<u>176,200円</u>	<u>865,500円</u>
<u>25,000平方メートルを超えるもの</u>	<u>220,200円</u>	<u>987,800円</u>

新

(56) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料は、次のとおりとする。

ア 工場、倉庫等これらに類する建築物（以下「工場等建築物」という。）の場合 次の表に定める額

床面積の合計	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号イに規定する基準による審査の場合	左記以外の場合
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	52,100円	45,700円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	123,200円	115,100円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	182,200円	173,300円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	225,000円	215,300円
25,000平方メートル以上のもの	278,300円	267,000円

イ 工場等建築物以外の場合 次の表に定める額

床面積の合計	基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査の場合	基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査の場合	左記以外の場合
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	444,700円	176,500円	45,700円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	634,600円	285,600円	115,100円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	781,600円	372,800円	173,300円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	923,800円	448,000円	215,300円
25,000平方メートル以上のもの	1,053,800円	525,500円	267,000円

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

_____	_____ _____ _____ _____ _____ _____	_____
_____ _____	_____	_____

\_\_\_\_\_

_____	_____ _____ _____ _____	_____ _____ _____ _____	_____
_____ _____	_____	_____	_____
_____ _____	_____	_____	_____
_____ _____	_____	_____	_____
_____ _____	_____	_____	_____
_____ _____	_____	_____	_____

新

(57) 建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料

建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料は、前号に定める額の2分の1とする(当該額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)。

(58) 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明交付手数料

建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明交付手数料は、第56号に定める額の2分の1とする(当該額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)。

(59) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料は、次のとおりとする。ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 \_\_\_\_\_ 第30条第2項の規定により法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る場合は、第2条及び第3条に定める手数料の額を加えた額とする。

ア 住宅のみの用途に供する建築物の場合 次の(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 認定の申請区分が住戸のみの場合 認定を受ける住戸の数に応じ、次の表に定める額

区分		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項に規定する基準の適合性に関し、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関の適合証の交付を受けている場合又は登録住宅性能評価機関の設計住宅性能評価書の交付を受けている場合	左記以外の場合
1戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	5,500円	37,300円
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの		41,600円

(56) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料は、次のとおりとする。ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第30条第2項の規定により法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る場合は、第2条及び第3条に定める手数料の額を加えた額とする。

ア 住宅のみの用途に供する建築物の場合 次の(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 認定の申請区分が住戸のみの場合 認定を受ける住戸の数に応じ、次の表に定める額

区分		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項に規定する基準の適合性に関し、登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関の適合証の交付を受けている場合又は登録住宅性能評価機関の設計住宅性能評価書の交付を受けている場合	左記以外の場合
1戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	5,500円	37,300円
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの		41,600円

新

(イ) 認定の申請区分が住棟全体又は住戸部分を加えた住棟全体の場合 認定に係る住棟の総戸数に応じ、(ア)の表に定める額

イ 住宅以外の用途の建築物の場合 次の表に定める額

床面積の合計	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項に規定する基準の適合性に関し、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の適合証の交付を受けている場合	左記以外の場合	
		基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)	基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査の場合
300平方メートル未満	10,500円	246,000円	94,300円

ウ 略

(60) 略

旧

(イ) 認定の申請区分が住棟全体又は住戸部分を加えた住棟全体の場合 認定に係る住棟の総戸数に応じ、(ア)の表に定める額

イ 住宅以外の用途の建築物の場合 次の表に定める額

床面積の合計	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項に規定する基準の適合性に関し、 <u>登録建築物調査機関</u> の適合証の交付を受けている場合	左記以外の場合	
		<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)</u> 第8条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査の場合	基準省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査の場合
300平方メートル未満	10,500円	246,000円	94,300円

ウ 略

(57) 略

新

(61) 建築物エネルギー消費性能認定申請手数料

建築物エネルギー消費性能認定申請手数料は、次のとおりとする。

ア 住宅のみの用途に供する建築物の場合 次の表に定める額

区分		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関し、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関の適合証の交付を受けている場合、同法第30条第1項の規定に基づく建築物消費性能向上計画の認定若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（これらの認定に係る建築物について法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けたものに限る。）に係る通知書の交付を受けている場合又は登録住宅性能評価機関の建設住宅性能評価書の交付を受けている場合	左記以外の場合	
			基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査の場合	基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査の場合
1戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	5,500円	37,300円	19,200円
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの		41,600円	20,700円

旧

(58) 建築物エネルギー消費性能認定申請手数料

建築物エネルギー消費性能認定申請手数料は、次のとおりとする。

ア 住宅のみの用途に供する建築物の場合 次の表に定める額

区分		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関し、登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関の適合証の交付を受けている場合、同法第30条第1項の規定に基づく建築物消費性能向上計画の認定又は____都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（これらの認定に係る建築物について法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けたものに限る。）に係る通知書の交付を受けている場合又は登録住宅性能評価機関の建設住宅性能評価書の交付を受けている場合	左記以外の場合	
			基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査の場合	基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査の場合
1戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	5,500円	37,300円	19,200円
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの		41,600円	20,700円

新

イ 住宅以外の用途の建築物の場合 次の表に定める額

床面積の合計	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関し、 <u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関の適合証の交付を受けている場合又は同法第12条第3項若しくは第13条第4項の規定に基づく適合性判定、同法第30条第1項の規定に基づく建築物消費性能向上計画の認定若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（これらの判定又は認定に係る建築物について法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けたものに限る。）に係る通知書の交付を受けている場合</u>	左記以外の場合	
		基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査の場合	基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査の場合
300平方メートル未満	10,500円	246,000円	94,300円

ウ 略

(62) ～ (66) 略

(手数料の減免)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条から第10条まで（同条第52号から第66号までを除く。）に規定する額の2分の1とする。

(1) ～ (2) 略

2 災害救助法（昭和22年法律第118号）を発動した区域内において災害により滅失し、又は損壊した建築物、建築設備及び工作物を災害の発生した日から6月以内に建築し、又は築造する場合は、第2条から第10条まで（同条第52号から第66号までを除く。）の額は、無料とする。

3～5 略

旧

イ 住宅以外の用途の建築物の場合 次の表に定める額

床面積の合計	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関し、 <u>登録建築物調査機関</u> の適合証の交付を受けている場合又は_____  _____ 同法第30条第1項の規定に基づく <u>建築物消費性能向上計画</u> の認定又は_____ 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（これらの_____ __認定に係る建築物について法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けたものに限る。）に係る通知書の交付を受けている場合	左記以外の場合	
		基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査の場合	基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査の場合
300平方メートル未満	10,500円	246,000円	94,300円

ウ 略

(59) ~ (63) 略

(手数料の減免)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条から第10条まで（同条第52号から第63号までを除く。）に規定する額の2分の1とする。

(1) ~ (2) 略

2 災害救助法（昭和22年法律第118号）を発動した区域内において災害により滅失し、又は損壊した建築物、建築設備及び工作物を災害の発生した日から6月以内に建築し、又は築造する場合は、第2条から第10条まで（同条第52号から第63号までを除く。）の額は、無料とする。

3 ~ 5 略



今治市保育所条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成29年3月3日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

立花保育所を廃止しようとするもの。



## 今治市保育所条例の一部を改正する条例

今治市保育所条例（平成17年今治市条例第126号）の一部を次のように改正する。

別表第1立花保育所の項を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市保育所条例改正条項新旧対照表

新		旧	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
		立花保育所	今治市立花町四丁目2番 28号

今治市老人福祉センター条例を廃止する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成29年3月3日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

老人福祉センターを廃止しようとするもの。



## 今治市老人福祉センター条例を廃止する条例

今治市老人福祉センター条例（平成17年今治市条例第134号）は、廃止する。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに発生した使用料については、廃止前の今治市老人福祉センター条例の規定は、なおその効力を有する。

（今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正）

- 3 今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成18年今治市条例第60号)の一部を次のように改正する。

別表今治市老人福祉センター指定管理者選定審議会の項を削る。



今治市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成29年3月3日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

老人デイサービスセンターを廃止しようとするもの。



## 今治市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例

今治市老人デイサービスセンター条例（平成17年今治市条例第135号）は、廃止する。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正）

2 今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年今治市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表今治市デイサービスセンター指定管理者選定審議会の項を削る。



今治市高齢者生活福祉センター条例を廃止する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成29年3月3日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

高齢者生活福祉センターを廃止しようとするもの。



## 今治市高齢者生活福祉センター条例を廃止する条例

今治市高齢者生活福祉センター条例（平成17年今治市条例第138号）は、廃止する。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに発生した使用料については、廃止前の今治市高齢者生活福祉センター条例の規定は、なおその効力を有する。

（今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正）

- 3 今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成18年今治市条例第60号)の一部を次のように改正する。

別表今治市関前高齢者生活福祉センター指定管理者選定審議会の項を削る。



今治市在宅高齢者生活管理指導員派遣事業条例を廃止する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成29年3月3日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

在宅高齢者生活管理指導員派遣事業を廃止しようとするもの。



## 今治市在宅高齢者生活管理指導員派遣事業条例を廃止する条例

今治市在宅高齢者生活管理指導員派遣事業条例（平成17年今治市条例第142号）は、廃止する。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに発生した利用料については、廃止前の今治市在宅高齢者生活管理指導員派遣事業条例の規定は、なおその効力を有する。



今治市在宅高齢者生きがい活動支援通所事業条例を廃止する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成29年3月3日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

在宅高齢者生きがい活動支援通所事業を廃止しようとするもの。



## 今治市在宅高齢者生きがい活動支援通所事業条例を廃止する条例

今治市在宅高齢者生きがい活動支援通所事業条例(平成17年今治市条例第143号)は、廃止する。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに発生した利用料については、廃止前の今治市在宅高齢者生きがい活動支援通所事業条例の規定は、なおその効力を有する。



今治市隣保館条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成29年3月3日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

伯友会館を廃止し、しまなみ交流プラザを設置しようとするもの。



## 今治市隣保館条例の一部を改正する条例

今治市隣保館条例（平成17年今治市条例第152号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

今治市伯友会館	今治市伯方町北浦甲324番地3	を
---------	-----------------	---

」

「

今治市しまなみ交流プラザ	今治市伯方町木浦甲1200番地1	
--------------	------------------	--

」

に改める。

第5条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 営利を目的とする行為であるとき。

第10条を第12条とする。

第9条第1項の表中「今治市伯友会館審議会」を「今治市しまなみ交流プラザ審議会」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(過料)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。

(1) 第6条の規定に違反した者

(2) 第7条の規定に基づき、隣保館の使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは許可を取り消したにもかかわらず、これに従わない者

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(使用許可の譲渡等の禁止)

第6条 使用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市隣保館条例改正条項新旧対照表

新	旧																
<p>(設置)</p> <p>第2条 隣保館を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今治市朝倉福祉センター</td> <td>今治市朝倉下甲529番地</td> </tr> <tr> <td>今治市菊間町隣保館</td> <td>今治市菊間町浜1362番地</td> </tr> <tr> <td>今治市しまなみ交流プラザ</td> <td>今治市伯方町木浦甲1200番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用許可の制限)</p> <p>第5条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、隣保館の使用を許可しない。</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p><u>(3) 営利を目的とする行為であるとき。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。</u></p> <p><u>(使用許可の譲渡等の禁止)</u></p> <p>第6条 <u>使用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。</u></p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 略</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第8条 略</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第9条 略</p> <p>(審議会)</p>	名称	位置	今治市朝倉福祉センター	今治市朝倉下甲529番地	今治市菊間町隣保館	今治市菊間町浜1362番地	今治市しまなみ交流プラザ	今治市伯方町木浦甲1200番地1	<p>(設置)</p> <p>第2条 隣保館を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今治市朝倉福祉センター</td> <td>今治市朝倉下甲529番地</td> </tr> <tr> <td>今治市菊間町隣保館</td> <td>今治市菊間町浜1362番地</td> </tr> <tr> <td>今治市伯友会館</td> <td>今治市伯方町北浦甲324番地3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用許可の制限)</p> <p>第5条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、隣保館の使用を許可しない。</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>_____</p> <p><u>(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 略</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第7条 略</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第8条 略</p> <p>(審議会)</p>	名称	位置	今治市朝倉福祉センター	今治市朝倉下甲529番地	今治市菊間町隣保館	今治市菊間町浜1362番地	今治市伯友会館	今治市伯方町北浦甲324番地3
名称	位置																
今治市朝倉福祉センター	今治市朝倉下甲529番地																
今治市菊間町隣保館	今治市菊間町浜1362番地																
今治市しまなみ交流プラザ	今治市伯方町木浦甲1200番地1																
名称	位置																
今治市朝倉福祉センター	今治市朝倉下甲529番地																
今治市菊間町隣保館	今治市菊間町浜1362番地																
今治市伯友会館	今治市伯方町北浦甲324番地3																

第10条 隣保館の適正かつ円滑な運営に資するため、次のとおり隣保館審議会（次項において「審議会」という。）を置く。

審議会の名称
今治市朝倉福祉センター審議会
今治市菊間町隣保館審議会
今治市しまなみ交流プラザ審議会

2 略

（過料）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。

- （1） 第6条の規定に違反した者
- （2） 第7条の規定に基づき、隣保館の使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは許可を取り消したにもかかわらず、これに従わない者

（委任）

第12条 略

第9条 隣保館の適正かつ円滑な運営に資するため、次のとおり隣保館審議会（次項において「審議会」という。）を置く。

審議会の名称
今治市朝倉福祉センター審議会
今治市菊間町隣保館審議会
今治市伯友会館審議会

2 略

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

（委任）

第10条 略



今治市飲料水供給施設条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成29年3月3日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

飲料水供給施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めようとするもの。



## 今治市飲料水供給施設条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、飲料水供給施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名称、位置及び給水区域)

第2条 飲料水供給施設の名称、主たる施設の位置及び給水区域は次のとおりとする。

名 称	主たる施設の位置	給水区域
今治市吉海津島飲料水供給施設	今治市吉海町津島403番地	吉海町津島の一部

(給水装置の種類)

第3条 飲料水供給施設の給水装置（給水を受ける者に水を供給するために市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。）は、次の4種類とする。

- (1) 専用栓 1戸又は1箇所を使用するもの
- (2) 共用栓 2戸又は2箇所以上で使用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用を使用するもの
- (4) 特別栓 船舶用及び臨時に使用するもの

(料金等)

第4条 市長は、給水を受ける者から料金、手数料及び加入金（以下「料金等」という。）を徴収する。

2 料金等は、今治市簡易水道事業給水条例（平成17年今治市条例第174号。以下「簡易水道事業給水条例」という。）第5条から第8条まで並びに別表第2、別表第3及び別表第4の規定を準用する。

(準用)

第5条 この条例に定めるもののほか、飲料水供給施設の管理については、今治市給水条例（平成17年今治市条例第263号。以下「給水条例」という。）第5条から第22条まで、第25条から第27条まで、第30条から第34条まで及び第39条の規定を準用する。

(過料)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。

- (1) 前条において準用する給水条例第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕又は撤去した者
- (2) 正当な理由なくして、前条において準用する給水条例第16条第1項の使用水量の計量、同条第2項のメーターの設置、前条において準用する給水条例第31条の調査若しくは検査又

は前条において準用する給水条例第33条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 前条において準用する給水条例第20条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(4) 料金等の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

第7条 市長は、詐欺その他不正の行為により料金及び手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、簡易水道事業給水条例の規定によりなされた飲料水供給事業についての処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(簡易水道事業給水条例の一部改正)

3 簡易水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

第1条中「簡易水道事業及び飲料水供給事業（以下「今治市簡易水道事業」という。以下同じ。）」を「今治市簡易水道事業」に改める。

第2条の見出しを「（名称及び給水区域）」に改め、同条中「給水区域」を「今治市簡易水道事業の名称及び給水区域」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

名 称	給水区域
今治市関前簡易水道事業	関前岡村、関前小大下及び関前大下の各地区の一部

今治市消費生活センター条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成29年3月3日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

消費生活センターに関し必要な事項を定めようとするもの。



## 今治市消費生活センター条例

### (目的)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (名称及び位置)

第2条 消費生活センターの名称及び位置は次のとおりとする。

名称 今治市消費生活センター

位置 今治市別宮町一丁目4番地1

### (事業)

第3条 今治市消費生活センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 消費生活に係る相談及び苦情の処理に関する事。
- (2) 消費生活に係る情報の収集及び提供に関する事。
- (3) 消費生活に係る啓発に関する事。
- (4) その他市長が必要と認める事業

### (職員)

第4条 センターに、センター長その他必要な職員を置く。

### (情報の安全管理)

第5条 市長は、センターの事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために取扱規程の作成その他必要な措置を講じるものとする。

### (委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。



今治市よしうみ農水産活性化推進館条例等を廃止する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成29年3月3日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

よしうみ農水産活性化推進館、マリンオアシスはかた及び多々羅しまなみ公園を廃止しようとするもの。



## 今治市よしうみ農水産活性化推進館条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 今治市よしうみ農水産活性化推進館条例（平成17年今治市条例第197号）
- (2) 今治市マリンオアシスはかた条例（平成17年今治市条例第201号）
- (3) 今治市多々羅しまなみ公園条例（平成17年今治市条例第202号）

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正）

- 2 今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成18年今治市条例第60号)の一部を次のように改正する。

別表今治市よしうみ農水産活性化推進館指定管理者選定審議会の項、今治市マリンオアシスはかた指定管理者選定審議会の項及び今治市多々羅しまなみ公園指定管理者選定審議会の項を削る。

（今治市レンタサイクル条例の一部改正）

- 3 今治市レンタサイクル条例（平成17年今治市条例第120号）の一部を次のように改正する。

別表第1 今治市伯方レンタサイクルターミナルの項中「(今治市マリンオアシスはかた内)」を削り、同表今治市上浦レンタサイクルターミナルの項中「(今治市多々羅しまなみ公園内)」を削る。



今治市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成29年3月3日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用する簡易水道事業を水道事業に統合することに伴い、所要の改正をしようとするもの。



## 今治市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

今治市公営企業の設置等に関する条例（平成17年今治市条例第261号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条中「、簡易水道事業」を削り、同条を第2条とし、第4条を第3条とする。

第5条第1項中「政令」を「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）」に改め、同条を第4条とする。

第6条を削り、第7条を第5条とし、第8条を第6条とし、第9条を第7条とする。

### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市公営企業の設置等に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
	<p>(法の適用)</p> <p><u>第2条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。）第1条第2項の規定に基づき、別表第1に規定する簡易水道事業（以下「簡易水道事業」という。）に法の規定の全部を適用する。</u></p>
<p>(設置)</p>	<p>(設置)</p>
<p><u>第2条 法第4条の規定に基づき、水道事業</u> <u>及び工業用水道事業を設置する。</u></p>	<p><u>第3条 法第4条の規定に基づき、水道事業、</u> <u>簡易水道事業及び工業用水道事業を設置する。</u></p>
<p>(経営の基本)</p>	<p>(経営の基本)</p>
<p><u>第3条 略</u></p>	<p><u>第4条 略</u></p>
<p>(組織)</p>	<p>(組織)</p>
<p><u>第4条 法第7条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第8条の2の規定に基づき、公営企業に管理者を置かないものとする。</u></p>	<p><u>第5条 法第7条ただし書及び政令</u> <u>第8条の2の規定に基づき、公営企業に管理者を置かないものとする。</u></p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
	<p>(特別会計)</p>
	<p><u>第6条 法第17条ただし書及び政令第8条の4の規定に基づき、水道事業及び簡易水道事業を通じて一の特別会計を設ける。</u></p>
<p>(重要な資産の取得及び処分)</p>	<p>(重要な資産の取得及び処分)</p>
<p><u>第5条 略</u></p>	<p><u>第7条 略</u></p>
<p>(業務状況の公表)</p>	<p>(業務状況の公表)</p>
<p><u>第6条 略</u></p>	<p><u>第8条 略</u></p>
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>

第7条 略

第9条 略



市営土地改良事業の施行について（玉川 鍋地地区）

市営土地改良事業を次のとおり施行することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年3月3日提出

今治市長 菅 良 二

記

- |   |           |                          |
|---|-----------|--------------------------|
| 1 | 土地改良事業の種類 | 基盤整備促進事業                 |
| 2 | 工事施行地区    | 鍋地地区                     |
| 3 | 施行年度      | 平成29年度～平成31年度            |
| 4 | 工 種       | 暗渠 <sup>きよ</sup> 排水、用排水路 |
| 5 | 概算事業費     | 55,000,000円              |
| 6 | 施行方法      | 請負施行                     |

「参 考」

基盤整備促進事業（玉川 鍋地地区）

工事概要	暗渠排水	A = 3.1ha
	用排水路	L = 3,430m

「参 照」

## 土地改良法（抜すい）

（土地改良事業の開始）

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。



船舶交通特別会計への繰入れについて（平成29年度）

船舶交通特別会計は、平成29年度今治市一般会計から97,405千円以内を繰り入れる。

平成29年3月3日提出

今治市長 菅 良 二

「参 照」

## 地方財政法（抜すい）

### （公営企業の経営）

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第5条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

簡易水道事業特別会計への繰入れについて（平成29年度）

簡易水道事業特別会計は、平成29年度今治市一般会計から72,623千円以内を繰り入れる。

平成29年3月3日提出

今治市長 菅 良 二

「参 照」

## 地方財政法（抜すい）

### （公営企業の経営）

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第5条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

港湾事業特別会計への繰入れについて（平成29年度）

港湾事業特別会計は、平成29年度今治市一般会計から46,300千円以内を繰り入れる。

平成29年3月3日提出

今治市長 菅 良 二

「参 照」

## 地方財政法（抜すい）

### （公営企業の経営）

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第5条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

小規模下水道特別会計への繰入れについて（平成29年度）

小規模下水道特別会計は、平成29年度今治市一般会計から758,109千円以内を繰り入れる。

平成29年3月3日提出

今治市長 菅 良 二

「参 照」

## 地方財政法（抜すい）

### （公営企業の経営）

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第5条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。